

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号)第86条第2項の規定に基づき、兵庫県河川審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 2級河川に関する河川整備基本方針の策定に関する事項
- (2) 2級河川の指定並びにその変更及び廃止に関する事項
- (3) 2級河川に関する水利調整に関する事項
- (4) その他2級河川に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員の任命及び委嘱)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 河川に関して学識経験を有する者
- (2) 県議会の議員
- (3) 市町の長
- (4) 河川に関して利害関係を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第5条 前条第1号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初の審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成10年3月12日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。